

## 資料4

# 最近の国会審議の状況 【共済関係】

## 職域部分について

- 職域相当部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務の能率的運営に資するという観点から、公務員の身分上の制約等が課されること等を踏まえ、公務員の退職後の生活の安定に寄与する目的で昭和61年に設けられたものである。
- 職域相当額については、その費用を負担する現職者の負担の限度、年金受給者と費用負担者の世代間のバランスの維持等から、厚生年金相当部分の2割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の8%程度を上積み(労使折半負担)することとしたものである。

### 共済年金の職域相当部分について

#### — 40年加入の場合 —

##### [ 厚 生 年 金 ]

(企業年金)	
夫 分	老齢厚生年金(報酬比例年金) 100,575円 $(330,120\text{円} \times 7.5/1000 \times 40\text{年} \times 1.031 \times 0.985)$
	老齢基礎年金 66,008円
妻 分	老齢基礎年金 66,008円

合計 232,592円

##### [ 共 濟 年 金 ]

20%	職域相当額 20,115円 $(330,120\text{円} \times 1.5/1000 \times 40\text{年} \times 1.031 \times 0.985)$	8.7%
夫 分	退職共済年金(報酬比例年金) 100,575円 (同左)	夫 分
	老齢基礎年金 66,008円	
妻 分	老齡基礎年金 66,008円	妻 分
	老齡基礎年金 66,008円	

合計 252,708円

※ 平成21年度価格

(注)年金額は、平成12年改正前の算定方式による従前額。平成6年時点における男子の推計平均標準報酬330,120円(360,000円×0.917)を年金算定上の報酬額として計算したものであり、職域相当額は、これをもとに機械的に計算したもの。

# 民間の企業年金・退職金等の調査結果 及び新たな公務員年金に係る見解の概要

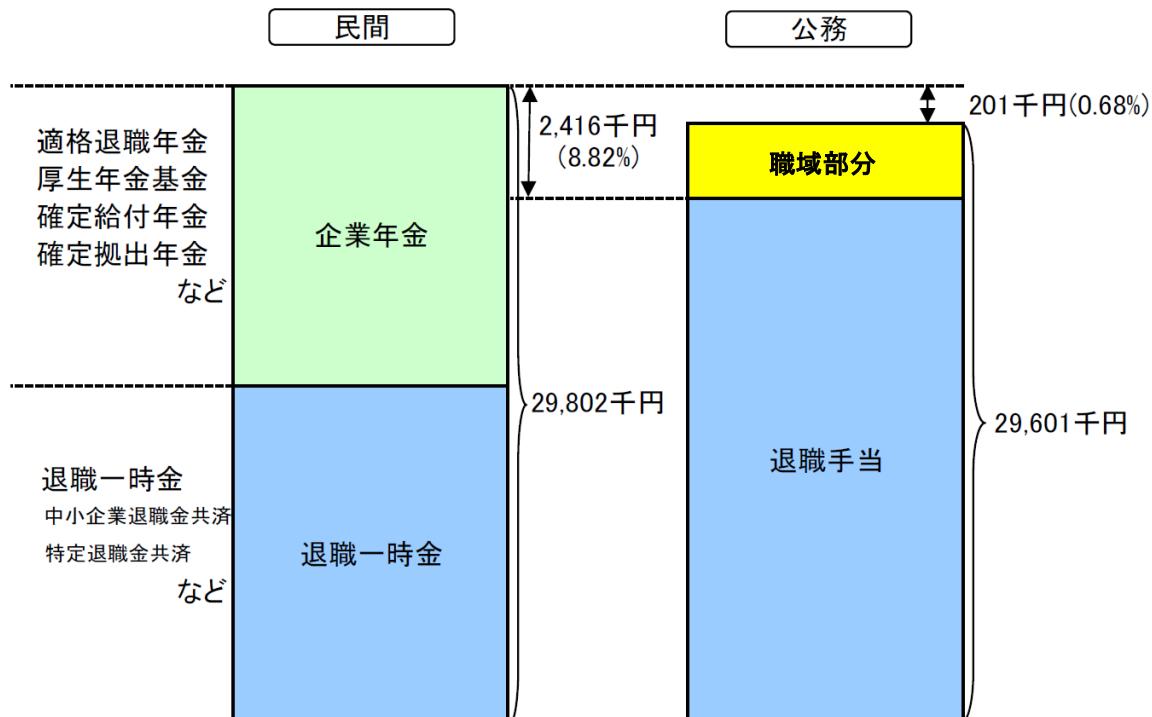
平成18年11月 人事院調査より

## 1. 経緯

- 4月28日の閣議で、国家公務員共済につき、①現行の公的年金としての職域部分（いわゆる3階）の平成22年廃止、②新たな公務員制度としての仕組みを設けることとし、人事院が実施する諸外国や民間の実態調査の結果を踏まえて制度設計を行うことを決定
- 同日、官房長官より人事院総裁宛て書簡で、調査実施と見解表明の要請

## 2. 退職給付水準の官民較差

年金（使用者拠出分）、退職一時金を合わせた退職給付総額での官民比較  
民間 29,802千円 公務 29,601千円 (201千円 (0.68%) 民間が上回る)  
[共済職域の廃止後は 2,416千円 (8.82%) 民間が上回る]

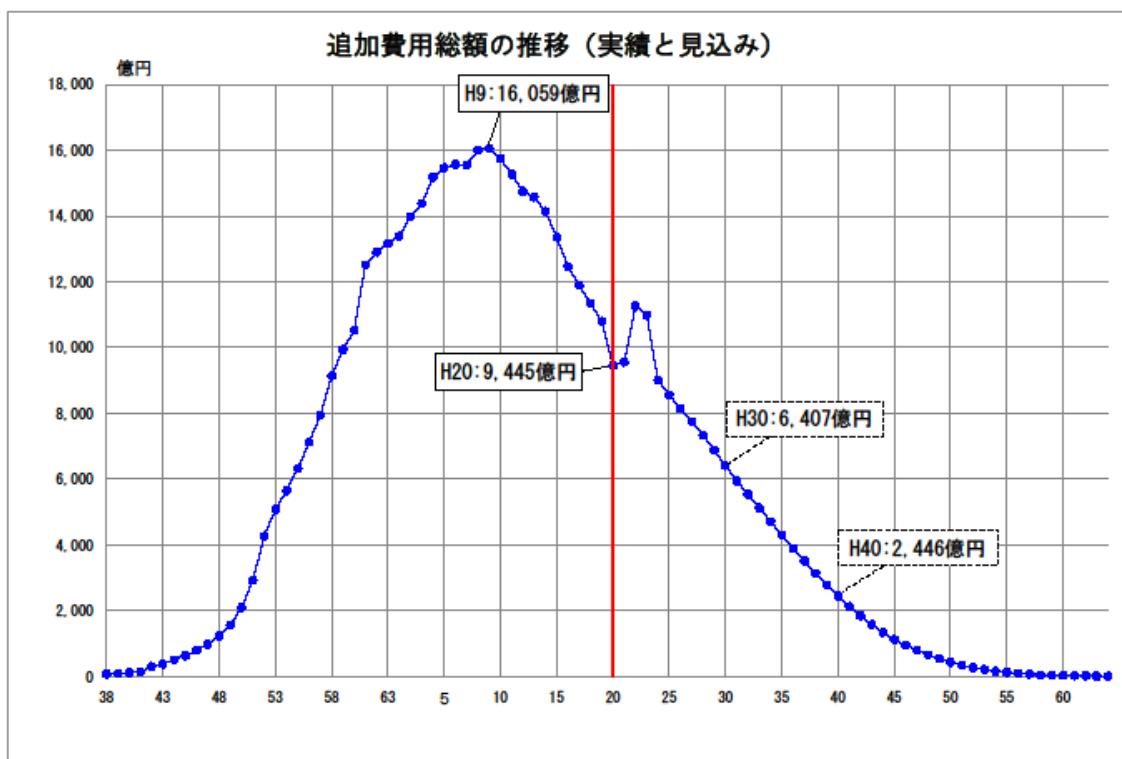
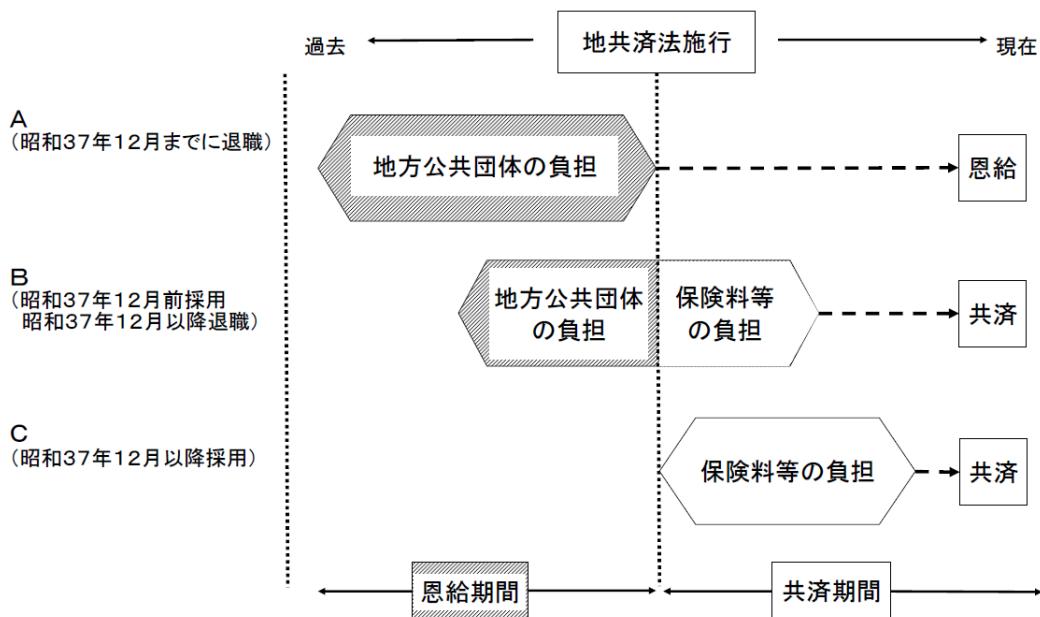


- 勤続20年以上の退職者を対象とし、企業規模50人以上6,232社を調査 (3,850社、61.8%の回答)
- 退職事由別（定年・勧奨）、勤続年数別のラスパイレス比較
- 官民とも年金については退職時の現在価値に換算。換算率は、厚生労働大臣告示により定められている年金の最低積立基準額算出の予定利率2.20%（平成17年度）を使用

# 地方公務員共済年金の追加費用

- 地方公務員共済の現行制度創設時（昭和37年12月）に、従来の恩給制度から社会保険方式に切り替えられ、恩給期間分も年金として支給することとされた。
- 恩給期間分は元来、保険料財源ではなく、恩給としての支給が予定されていたことを踏まえ、地方公共団体等が「追加費用」として負担している。

## 地方公務員共済年金における追加費用の概要



(注) 平成20年度までは実績値、21年度は調査に基づく推計値、22年度以降は21年財政再計算に基づく見込みである。

○衆議院 予算委員会 2月12日（金）浅尾慶一郎 委員（み）議事録  
＜職域部分に関する部分のみ抜粋＞

《中略》

**浅尾委員** いわゆる企業年金に相当する部分が二重支給になっているということあります。民間は企業年金を一時金で貰つたら、当然のことありますけれども、後はもらえるのは厚生年金だけ、ということになりますから、当然それ以上は貰えないと。

しかし、共済年金と厚生年金を単純で比較すると約9万円くらい、共済年金の方が月額で多いと。一方で公務員の退職金を計算するに当たっては、民間企業で企業年金を一時金で支給した分も合わせて計算に入れている、これはかつての自公政権のときは、なぜ職域加算が多くなるのかという説明として、公務員には守秘義務とかその他身分上の制約があるというのが、理由の説明として、当時の竹中大臣からされておりましたけれども、先般、内閣委員会でこのことを原口総務大臣に質問させていただきましたところ、その答弁は引き継がないと、すなわち、今、職域加算を支給する根拠というのが、竹中大臣が言っている根拠ではなくなっているということです。私はこの職域加算、あるいは退職金のところで企業年金分を調査に入るということを、いずれか一つ止めるべきだというふうに思いますが、この点について、仙谷大臣のご担当になるのか、あるいは原口大臣のご担当になるのか、ご担当の大臣からお答えいただければ結構でございますが、早急にここにメスを入れて頂きたい。ここにメスを入れるだけで、国・地方合わせて一兆八千億円の財源が毎年作っていくことができると思いますので、そのことについてどういう手続でどのようにされるか、伺って参りたいと思います。

**仙谷大臣** 今の職域加算の話はですね、公務員人件費というよりも、むしろ年金制度をどう変えていくかという観点からも考えませんと、その簡単に、今の段階で、この職域加算を「えいやあ」と切ることは、あの、大変難しいと私は思います。

で、人件費の問題で、なぜ公務員人件費が高くなるのかという話でありましたけれども、私はやはり公務員の給与、特に幹部公務員のところは早急にですね、あるいは幹部じゃない所も含めて、やはり業績給的な民間のやり方とか、あるいはちゃんとしたカーブをかけるようなですね、カーブというのは、こう、お山型のカーブがかけるような、そういう給与体系を持ち込まないと、いつまで経ってもこう、年功序列賃金で右肩上がりだけというのはですね、これはもう時代に合致しないと思っております。

**浅尾委員** 私の質問をもう一度、これは原口総務大臣のご担当になると思います。もし職域加算がなかなか止められないということであれば、だとすれば、民間企業の退職金の調査に入る時に、企業年金を一時金で払った金額を調査するのを止めればいいだけなんです。単なる退職金だけを公務員に支給すれば、すぐにでも民間とイコールフッティングができると思いますが、なぜ、そういうふうにされないんでしょうか？

**原口大臣** 浅尾委員にお答えいたします。一緒に党だった時からこれずっと追求してきたことですから、そもそも官民の均衡の観点というのが、これが一番大事だというふうに思います。その上で先程、仙谷大臣がお話をしました例外なき一元化、年金の一元化、このためにどうするのか、これ小泉政権の時も一回ですね、今、おっしゃってる職域部分を廃止するという法案、これ自民党政権もお出しになってるんですね。それは審議未了廃案になっていると思いますので、今、浅尾委員のご指摘を基に、私達も積極的に検討していきたいと思います。

**浅尾委員** くれぐれも申し上げておきたいと思います。私は別に、誰を、どこを削つたらいいということをですね、そのためだけに言っているわけではありません。予算というものは、100%無駄なものはないというものです。当然人に、公務員ないしはそのOBであった方にいくお金というのは、その方にとって大切なお金であります。しかし、例えば、前原大臣もお越しでありますけれども、これ質問しませんが、JALという会社は、企業年金が高いということで、それも減額するということになりました。我が国の財政は、まあ、例えて言えばJALにかなり、規模は勿論違いますけれども、近いような状況で、自ら変えていくとすれば、民間とまさに、おっしゃった様に、民間にない制度にはメスを入れていくというのが、当然の考え方ではないかと、なおかつ、これが月々、失礼、年間一兆八千億円という金額になっているということであれば、これにメスを入れていくのが当然でありますし、問題があるということを分かっているとすれば、後はですね、いつまでに、明日すぐやれって言ったって、そりやあいろんな人の生活にも繋がっている訳ですから、段階的に無くしていくでいいわけでありますけれども、そのプログラムを出すのが、私は責任ある立場だと思いますが、そのプログラムをいつまでにどういう形で出されるか、もし、想定される答えがあれば、お答えいただきたいと思います。

**原口大臣** お答えいたします。これ、国家公務員の様々な基準についてはですね、それぞれ調査を行っているわけです。今、浅尾委員がお話のように、私達は行政刷新会議で仕事のあり方、全政府も含めてクラウド化といったことも考えているわけです。例えば、旅費の支給業務をなさる方々、これ、官民比較で見たら、大企業では一人でやっているものを、各部署でやっているようなものもある。だから、仕事そのもののあり方をどういう変えていくかということも含めて、仙谷大臣あるいは新しくなりました枝野大臣と相談をしながら、行程を作って参りたいとこう考えています。

**浅尾委員** ま、あの、質問の主旨はですね、二重支給になっているものは早急に、しかも法的な根拠も不明確なものは早急にやめろということになりますが、そこについて、明確にお答えいただけないということであれば、次の質問に移らさせていただきます。

《以下、略》

○衆議院 内閣委員会 4月14日（水）浅尾 慶一郎 委員（み）議事録  
＜職域部分に関する部分のみ抜粋＞

《中略》

**浅尾委員** 渡辺副大臣もお越しいただいております。

公務員の入件費が高くなるもう一つの理由は、いわゆる民間にはない職域加算というのが退職後の年金にある、これはどういう理由であるんですかということを、かつて、当時の竹中総務大臣に質問したら、いや、公務員には守秘義務とか身分上の制約があるので、身分上の制約の代替措置として職域加算があるんだというふうに言われました。それに対して、私は、いや、それは民間企業だって就業規則で守秘義務は定めているんだということを言ったところ、当時の竹中総務大臣は、いや、法律で縛られているのと就業規則とは違う、したがって職域加算があるんだという答弁をしました。これは当時の竹中さんの話であります。

今度、原口総務大臣になりました、竹中大臣の答弁で引き継ぐものはほとんどありませんということで、その答弁を引き継ぐんですかという私の質問に対して、引き継ぐものはほとんどないという答弁をいただいて、私はよかったです。

そこでもう一回聞けばよかったです、そのときは聞くことを失念いたしましたので、渡辺副大臣に、では、引き継がないとすると、今、職域加算はどういう理由で、法律上あるからということじゃなくて、どういう根拠でもって、民間にない制度が入れられているのか、お答えいただきたいと思います。

**渡辺副大臣** 原口大臣と、昨年の十一月の委員会で委員とやりとりをしたときに、竹中大臣で引き継いでいるところはほとんどないと思っているというような発言をされました。

それが、イコール、いわゆる比例報酬の二〇%が職域加算という形であるということを否定したというふうには我々は思っておりませんが、これは、一九八六年ですか、ストト権の制約等のある意味では代償措置として、さまざま今御指摘のあったような公務員独特の理由があるから職域加算という、これは共済年金独自の、公務員独自の制度が設けられたということで理解をしております。

**浅尾委員** 労働基本権がないことの代替措置は、人事院が存在して、そして民間に遜色ない給与を払うという仕組みになっているはずであります、したがって竹中さんも、窮余の策として、守秘義務という基本権以外のことを言わざるを得なかつたんだと思います。

繰り返しになりますけれども、そうだとすると、私はもともとこの制度はおかしいと思うんですが、二者択一で、民間の退職金を調査に入るときに、企業年金を一時金支給した分を調査しなければ、職域加算があつても別にそれは民間の企業年金と一緒になるからいいんだと思いますが、調査に入る総務省として、企業年金分を一時金で支給したものを調査対象にしないという決意はとれないですか。渡辺総務副大臣。

**渡辺副大臣** この原口大臣の答弁では言い尽くしておりませんけれども、給与水準の官民均衡が重要であるということは、その趣旨としてはありますし、また、委員が御指摘のことは、一年前まで同じ党でいたわけでございますので、思うところは一緒でございます。

職域加算の存在については、いろいろ委員がかねてからずっと一貫して指摘をされていました。同じ思いを共有するところもございますけれども、三月から関係閣僚によつて、今まで我々がマニフェストどおり言ってきました、いわゆる年金の一元化の中でよいよ実務者検討チームで始まりましたので、この検討の中で、民間の企業年金及び退職金の実態を踏まえて、これは例外なき一元化という中で検討していくことになるというふうに思っております。

**浅尾委員** きょうは、せっかく新たな発令を受けられた古川副大臣が政治家として憲法解釈をする初答弁をこれからお願ひしたいと思います。

私は、今の議論を聞いていても明らかだと思いますが、職域加算というのはかなり立法上の趣旨が不明確であるというふうに思います。要するに、民間にない。そうすると、憲法十四条の社会的身分による差別をしてはならないということと、この職域加算の存在というのが、非常に憲法との解釈で微妙なところにあるんじゃないかな。法制局に聞くと多分つまらない答弁になると思いますので、できれば古川副大臣の肉声の答弁をお願いしたいと思います。

**古川副大臣** 早速、発令早々に御指名をいただきまして、ありがとうございます。

法令解釈担当の副大臣といたしましては、この職域部分というのは国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に規定されておつて、まさに、そういう意味では法律上の根拠があって支給されているというところだと思います。

この立法は、では憲法の十四条の公平原則に通ずるかどうかということでございますが、先ほど来から、先日の原口大臣あるいは今の渡辺副大臣のお話にありましたように、それは、当然、立法をする際にそれなりの合理的な根拠を踏まえて立法をされて、その上で、政府としては、これは合理的な根拠がある範囲内の法律として定めておるものだと思います。

最終的な憲法判断は、これは裁判所において、司法の場において行われることだというふうに認識をいたしております。

**浅尾委員** ありがとうございます。

時間の関係で、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

《以下、略》

○衆議院 内閣委員会 4月21日（水）浅尾 慶一郎 委員（み）議事録  
＜共済年金に関する部分のみ抜粋＞

**浅尾委員** 何回かこの委員会でこの法案に関連して人件費の問題も質疑をさせていただきましたけれども、原口総務大臣、何度か予算委員会でも質疑をさせていただきました。私、人件費については、同じような労働をする場合には官民で差がないというのが、当然のことありますけれども基本だろうというふうに思います。何度かこの委員会でも申し上げましたが、今の平均をとると、産業別でいうと、国家公務員の場合が、一人平均で一千四十七万円かかることがありますよと。なかなか民間の産業単位で一千四十七万円払えるところはないだろうというふうに思います。

なぜそういうふうなことになるのかなといって一つ一つの人件費の項目を調べたところ、例えば、公務員の年金には、民間にはない職域加算というものがあります。この職域加算はどういうものかというと、大ざっぱに言うと、二十年以上勤務した人は年金が二割増しになる、二十年未満の人は一割増しです。ですから、最初から年金の額が多いのが共済年金ということあります。

では、この職域加算が公務員の年金になぜ存在するのか。それは法律では二割増しになると書いてありますけれども、なぜ民間にはないそういうことを置いているのか。過去の経緯は別として、そういうことがいいかどうか、あるいは、議論をわかりやすくするためにには、場合によっては、過去は労働基本権が制約されているとか、あるいはさまざまな身分上の制約があるからということありますが、その過去の議論を原口総務大臣が、今私が申し上げたことも踏まえて、公平な議論だったのかどうかということについてお答えいただきたいと思います。

**原口国務大臣** 浅尾委員とは、行革あるいは安全保障、次の内閣でもずっと一緒にやらせていただいたので、同じ問題意識を持っているというふうに思っています。

その中で、この職域相当部分は、今浅尾委員がおっしゃったように、官民の格差というものはない、いわゆる均衡していく、これが極めて大事だというふうに私は考えています。

では、なぜこの共済年金の職域相当額が昭和六十一年に設けられたかというと、これは歴史ですよ、私が言っているんじゃないんです。民間において厚生年金基金や適格退職年金など種々の企業年金が相当程度普及している、こういう点も考慮するとともに、公務の能率的運営に資するという観点から公務員の身分上の制約等が課されていることを踏まえ、公務員の退職後の生活の安定に寄与する、こういう目的でできたとされています。つまり、公的年金制度という性格を有すると同時に、公務員制度の一環としての年金制度という性格を持ってきたということでございます。

ここからが答弁です。では、本当にそれが合理的なのかということについては、かつて、浅尾委員が私に、竹中大臣の答弁を引いて、これを踏襲するのかとおっしゃいました

た。あの答弁だけでは根拠にならないというふうに私は考えております。制度に対する合理的な見直し、私たちはともに、年金制度を一元化しようということを約束してきたわけでございまして、その一元化に向けた見直しが必要である、このように考えております。

**浅尾委員** これは別に原口大臣を責めることではないんですが、今の、かつての歴史の方のところからいきたいと思います。

厚生年金基金や適格退職年金が民間で相当程度普及しているから昭和六十一年に二割増しにするというふうにしたということですが、その事実の確認だけお願ひしたいと思います。

**階大臣政務官** 今の御質問ですけれども、二割増しの根拠ということでよろしいですか。  
(浅尾委員「今の答弁の確認です、原口大臣の」と呼ぶ) はい。

これは、職域加算を含むことによって、民間の退職一時金プラス企業年金の加算分、それにマッチするということで上乗せされているわけです。ですので、逆に、それががないとすると、民間よりも減ってしまう、割り負けしてしまう、こういうことです。

**浅尾委員** 階政務官の答弁ですが、それではお聞きいたしますけれども、総務省が人事院に依頼をして民間の退職金を調査するときに、いわゆる退職金と、それから、いわゆる企業年金ですね、厚生年金基金を一時金払いしたものと合算したものも調査に入っていますか。

**階大臣政務官** そのとおりでございます。

**浅尾委員** 私の理解するところによりますと、これは年次によって違いますが、大体、退職一時金、いわゆる退職金が一千五百万円ぐらいで、企業年金分を、これは月々もらつてもいいし一括でもらってもいいんですが、一括でもらうと大体一千万ぐらいということで二千五百万という数字を得て、国家公務員の皆さんに平均で二千五百万円の退職金を支払っていませんか。

**階大臣政務官** 大まかな数字でいいますと、今委員の御指摘のとおりです。

**浅尾委員** つまり、何を申し上げたいかというと、公務員の退職金には、民間でいうところの企業年金を一時金でもらった分が既に含まれているということになるわけでありまして、そうだとすると、職域加算というのがなぜあるのかというのがよくわからない。それで、なぜあるのかよくわからないということについて、かつて、竹中大臣が答弁したのは、これは企業年金の代替ではなくて、先ほど来申し上げておりますように、例え

ば、民間とは違う公務員の身分上の制約がその理由である、具体的には、例えば守秘義務というものがあるということですね。でも、民間でも一応就業規則上は守秘義務というのがあるのではないかということを当時の竹中総務大臣に聞いたら、いや、それは法律で縛られているのと就業規則とは違うということでありました。

ですから、もともとの私の原口大臣に対しての質問は、法律で縛られていない守秘義務と法律で縛られている守秘義務という、非常に根拠の薄いと私には思えるものに基づいて引き続き職域加算という制度を残していくのが、今あることについてはもうこれは法律で決まっていますからしようがないとしても、いいのかどうかということについて、どういうふうにお考えになるんですかということで伺ったわけであります。

ここから先は建設的に、今申し上げましたように、今ある制度は法的な根拠がかなり薄いのではないかというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように、それを、例えば民間の退職金を調査するときに、企業年金分を一時金でもらうものを除いた額で調査するということを総務省から人事院に依頼することによって官民の均衡がとれるのではないかというふうに思うんですが、そういったことも含めて、原口大臣の御答弁を伺いたいと思います。

**原口国務大臣** 官民のまさに均衡がとれるというのは極めて大事であるというふうに考えています。ですから、今委員が御指摘のように、計算式につきましてもできるだけ公平に、ただ、もう一方で、委員は労働の現場あるいは民間の労働の権利というものを大変大事にされる委員でもございますけれども、官をたたくことによって、結果としてその反射で民の給与が下がるということは望ましくないというふうに考えております。

今委員の御指摘を受けて、政務三役でも、どのような合理的な職域相当部分についての加算というものが望ましいのか、あるいは調査も含めて、検討をしてまいりたいと思います。

**浅尾委員** 実は、年金が二割ふえているということは、国と地方を合わせると結構な金額になりますて、一兆五千億とかぐらいの金額に毎年なっているんではないかなというふうに思います。

国、地方の公務員のいわゆる企業会計を除く部分の人物費が二十七兆円ということで、民主党の公約であります二割削減ということを五兆四千億ですから、ここの部分をなくすだけで相当な金額を出していくことができるんではないかというふうに思います。

今、原口大臣が言われたことでいうと、それは、公務員の部分を下げるとさらに民間が下がるというのは、必ずしもそうではないのかなと私自身は思います。むしろ大切なのは、この委員会でも再三再四議論がされております、早く労働基本権を付与して、そして、制度としておかしいところについてはメスを入れていくということなんではないかと思いますが、その点についてどういうふうに思われるか、お伺いいたします。

**原口国務大臣** 私が申し上げたかったことは、要するに、労働、雇用を保障するというのは、これは国会あるいは政府の大変大きな責務だと考えています。官と民を分断して、正規と非正規を分断して、労働者自体が連帯を失うことによって、結果として、働く人たちに対する支援、あるいは労働の保障、雇用の保障というものが落ちてはならないということを申し上げたかったということで御理解をいただきたいと思います。

今委員が御指摘のように、地方公務員共済年金における恩給期間に係る追加費用は平成九年で約一・六兆円ございます。これをピークに減少しておりますけれども、実際に、この追加的な費用といったものが何を意味するのか、これも私も分析を指示しました。

ちょっと悩ましいのは、官と民で差があるということよりも、逆に言うと、官では長く勤めることができる、民では短い。あるいは学校の先生の分が入っていますね、そういったところで若干高くなっていますけれども、男性か女性か、長く働くか、短くしか働けないのか、そういったところもこの中の要素に入ってきていますので、なお、今の委員の御指摘を受けて、しっかりと検討してまいりたいと考えています。

**浅尾委員** 官の方が長く働くというのは、これは民主党政権ができる前の委員会での役所の側の答弁でよくあったんですね。

それは私は、正直言うと、言葉は悪いかもしませんが、だまされてはいけないというふうに思っていまして、決して民間の人が早くハッピーリタイアメントを迎えるわけではなくて、多分、そのことでいうと、民間の人が次の会社に移ったときに、法律上は厚生年金に加入していなきやいけないんだけれども、加入していない事業所に行くケースがあるから。中にはもちろん、独立をされて自営業者になるので、単純に国民年金に行かれる方もいらっしゃると思いますけれども、そうではなくて、厚生年金に未加入のところもあるということだと思いますので、そこは別の議論なのではないかというふうに思います。

ですから、そのことをもってして、官が高くなることの正当性ではなくて、そもそも最初から二割高くなっている設計をしていること自体がおかしいんだと思いますので、そこにぜひメスを入れるという決意を伺いたいと思います。

**原口国務大臣** できるだけ、労働の基本に関することですから、いろいろな議論を公正に申し上げたかったということで、だまされたり穴を掘られたりということは絶対ないようにしたいというふうに思っておりますし、そもそも、この六十一年のときにできた、そのときの経済環境と、右肩上がりを想定していますね、そのときと、現在のように税収が落ち込み、そして、ある意味では経済もシクリングしているときとでは、やはり考え方は基本的に変わってしまうべきだというふうに思います。

私たちは、公的年金、これを一元化しようということを考えておるわけでございまして、聖域なく見直しをしてまいりたい、このように考えています。

**浅尾委員** 時間になりましたので最後の質問にさせていただきたいと思いますが、では、今、手元に、これは政府が出してきた数字でありますけれども、ほぼ同じ期間勤めた方で、厚生年金で四百二十五カ月、国家公務員共済で四百二十六カ月ですから一月の差でありますが、その差で見ても月々二万七千二百八十九円違うという数字が出てきております。この毎月二万七千二百八十九円の違いというものを聞いて、原口大臣がこの数字を聞いたときにどういう感想を持たれるかを伺って、私の質問を終わりたいと思います。

**原口国務大臣** 先ほど申し上げたように、この共済年金の問題というのは、単に年金じやなくて、公務員制度の一環だということでございますけれども、その運用や、さまざま全体も含めて、官民の格差、官であれば優遇され、民であれば我慢しなさい、先ほど厚生年金に移る人のお話もされましたけれども、まさに民に立った発想こそが大事だ、このように考えております。

《以下、略》

○衆議院 予算委員会 3月2日（火）加藤紘一 委員（自）議事録  
＜追加費用に関する部分のみ抜粋＞

《中略》

**加藤（紘）委員** 大変安心しました。評価します。

ただ、長妻大臣、年金の中でちょっと不可思議なことが一つだけ、特別会計の中ないし関連であります。

それは、今、地方で一番いい老後を過ごしているのは公務員です。特に、公務員夫婦で退職しますと、二馬力のエンジンつきの老後だと言われています。これはいいですよ。地元に、特に地方に選挙区がある人は、退職公務員のすばらしさ、退職手当もいい、年金もいい。これは驚くようなものです。

長妻さん、年金論の根本なんだけれども、一番古い年金は何でしょう。そして、一番古い年金というのは、成熟度が高まるから一番困るんですね、支払いについても、積立金についても。保険料を高くしなきゃならぬ。ところが、公務員の年金は、保険料も一番低いんですよ、支払いは一番高いんですよ。どうしてこんなことができるか。

もうきょうは時間がありませんから、問題提起だけにしておきます。

今度、JALがつぶれます、つぶれたんですね。それで四割、年金は泣きましたね。ところが、国鉄、昔つぶれたんです。でも、どうやって払っているかというと、清算事業団にツケ回しして、国民がたばこをのむたびに国鉄OBの年金代を払っている、こういう図式ですね。では、JALと国鉄とどう違うか。昔親方、公務員であったというだけですね。

地方公務員、国家公務員は、これは全部、制度を変えたときに、難しく言うと年金の過去勤務債務だけれども、それまで勤務した人の働いた期間に関する年金給付費は全部国の財源にしたんです、昭和三十三年、地方公務員は三十七年。そうすれば、まだまだ元気で金がたまっている。国家公務員には八兆円あります。地方公務員には四十兆円の積立金があります。たった三百万人の地方公務員で四十兆の積立金がある。

これをまず認識していたか、それとも、しなくてもいいんですけども、今後研究してみるか、その覚悟だけ聞いて質疑を終わりたいと思いますが、どうぞ。

**長妻国務大臣** 加藤委員がかねてから問題意識として恩給及びその追加費用、これが税金で潤沢になされている、こういう問題意識のもと国会でも質疑をされておられるというのは、私も認識しております。

これは一つの論点だと私も考えておりまして、今後それについて研究する必要があるというふうに考えます。

**加藤（紘）委員** 時間が来たので終わります。

ただ、この年金の話はかなり、データが隠されていたり、表現が変えられたり、公務員とか国立大学の先生は自分のことだから研究しなかったり、私立大学の人も私立共済のメンバーだからおじけづいたりしていますから、国民の立場、サラリーマン及び農民の立場に立って研究してくれることをぜひお願いして、質疑を終わります。